

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年9月30日(月) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第40号	農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
第5	議案第41号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第6	議案第42号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第7	議案第43号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第8	議案第44号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第9	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 6番 橋口 裕二 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新倉 好雄	局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
		主査	別宮 愛		

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、9月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、9月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 17日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第1小委員会を開催しました。 本日、9月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	4番	議長、4番。 9月10日、午前9時より役場第3会議室で、14番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員 7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員 を指名いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
会期の決定	議長	<p>【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
	議長	<p>本日1日限りといたします。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第40号 5条計画変更	議長	【日程第4】議案第40号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第40号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。この案件は、平成22年10月27日シレイ6005-5-99で被承継人である夫が一般住宅を建設するという事で許可を得ていたものでありますが、資金の調達が難しいという事で建設には至っておりませんでした。今回、承継人である妻に変更して申請を行うものです。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第41号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第41号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第41号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人は受人の叔母にあたり、当該農地については以前から受人が水稻を耕作しているという事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	9番	議長、9番。 内容は記載のとおりです。渡人は受人の母にあたります。こちら以前から受人が水稻を耕作しているという事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	2番	議長、2番。 使用貸借となっておりますが、中間管理機構を通さずに、3条での使用貸借には何か理由があるのでしょうか。
	事務局	議長、事務局。 受人が高鍋で土地を購入するにあたり、経営耕地一覧を川南で取得しようとしたら、未届けの貸借が判明し、土地の売買の関係上早急な手続きの完了が必要だったので、今回3条での申請になりました。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第42号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第42号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第42号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 9月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号から3号と5号については許可相当、4号については始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、祝子塚の公民館から西に100m程進んだ所を右斜めに入って行く道路があり、そこに入っていった所の左手になります。議案第40号で説明した計画変更の承継人に対し、一般住宅を建設するために実父である渡人が贈与するものです。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、2号 。
2号 補足説明	4番	<p>議長、4番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。渡人は、受人の祖母に当たります。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、3号 。
3号 補足説明	8番	<p>議長、8番 。</p> <p>3号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。場所は、川南小学校を山本の方に向かい、更生橋の手前にソーラーパネルがある所の道路向かいになります。渡人が自分の会社である受人に売買するもので、3軒の建売住宅を建設するものです。</p> <p>申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。
	議長	次に、4号 。
4号 補足説明	2番	<p>議長、2番 。</p> <p>4号 について補足説明いたします。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。場所は、坂の上の交差点から駅に下りていく道路の途中に、ごみ処理施設に向かう道路入口の角の家になります。受人と渡人は従妹関係にあたります。この案件は、無断転用を是正するもので、1年前に同様の案件が許可されていますが、今回で是正が完了するものです。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、不許可の例外と判断され立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。</p>
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、承認することといたします。
	議長	次に、5号 。
5号 補足説明	5番	<p>議長、5番 。</p> <p>5号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。場所は、受人事務所の前で、渡人が受人である自分の会社に使用貸借を申請し倉庫を建設するものです。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、不許可の例外と判断され立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いたします。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第43号 集積(所有権)	議長	【日程第7】議案第43号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第43号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番委員退室 >
	議長(代)	担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長(代)	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。特例事業による一時貸し付けの 期間満了に伴う売買になります。場所は、林田商事の東側 に飼料用稲が作付けされている田になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議 方よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	1号 については、決定することといたします。
	議長(代)	ここで、1番委員の入室を許可します。 ＜ 1番委員、入室 ＞
	議長(代)	ここで、議長を交代します。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第44号 促進(中間)	議長	【日程第8】 議案第44号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第44号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、8件でございます。 内訳は、更新が1号から4号までの4件、新規が5号から8号までの4件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号から4号	議長	1号から4号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から4号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、5号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 6番 委員の退室を求めます。 < 6番 委員退室 >

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号、6号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	18番	議長、18番。 5号、6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。前の借り手の方が芝を植えており、今後3年間は土壌改良が必要なので、使用貸借となっておりますが、その後は賃貸借に戻すという事です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	5号、6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号、6号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 6番 委員の入室を許可します。 < 6番 委員入室 >
	議長	7号、8号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
7号、8号 補足説明	10番	議長、10番。 7号、8号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、高森の信号から公民館に向かい、川沿いにある田になります。水はけの悪い条件の良くない所です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	7号、8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	7号、8号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「10月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「10月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和6年9月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。

川南町農業委員会 9月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番